

和歌山工業高等専門学校	開講年度	令和02年度 (2020年度)	授業科目	技術者倫理
科目基礎情報				
科目番号	0025	科目区分	一般 / 必修	
授業形態	授業	単位の種別と単位数	学修単位: 2	
開設学科	メカトロニクス工学専攻	対象学年	専2	
開設期	後期	週時間数	2	
教科書/教材	必要に応じて資料を配布			
担当教員	後藤 多栄子			
到達目標				
<p>技術者としての義務や責任を法令遵守という側面より学習し、具体事例に含まれる争点や論点を分析する。事例分析をすることにより、問題解決能力や問題防止能力を高める。社会に対する技術者、企業人としての責任を理解し、同時に、企業としての社会や地域環境に対する責任意識を理解し、個々人の倫理観を高める。</p> <p>到達目標を以下に示す：</p> <p>1、技術者倫理関連や企業コンプライアンスに関係する事例の報告を発表したり、課題レポートを作成できる。(A-b)</p> <p>2、工学技術の諸問題としてコンプライアンス(法令遵守)の問題点について、社会や企業、そして企業人や技術者との関連性をふまえて防止策や改善策などを提案できる。(A-b)</p>				
ルーブリック				
	理想的な到達レベルの目安	標準的な到達レベルの目安	未到達レベルの目安	
企業コンプライアンス	企業コンプライアンスを事例を通して理解できる。	企業コンプライアンスを事例を通しておおむね理解できる。	企業コンプライアンスを事例を通して理解できない。	
技術者として守るべき倫理	技術者として守るべき倫理を事例を通して理解できる。	技術者として守るべき倫理を事例を通しておおむね理解できる。	技術者として守るべき倫理を事例を通して理解できない。	
憲法・民法。刑法・知財などの基盤的ルール	憲法・民法。刑法・知財などの基盤的ルールを事例を通して理解できる。	憲法・民法。刑法・知財などの基盤的ルールを事例を通しておおむね理解できる。	憲法・民法。刑法・知財などの基盤的ルールを事例を通して理解できない。	
学科の到達目標項目との関係				
JABEE A				
教育方法等				
概要	企業人としてのコンプライアンス(法令遵守)についての知識や理解を深める内容である。事例研究を通じて技術者倫理の問題を学び、事例研究報告を通して理解を深める。			
授業の進め方と授業内容・方法	独占禁止法を含む知的財産権法そしてPL法の講義をおこなう。企業人としてのコンプライアンス(法令遵守)についての知識や理解を深める内容である。事例研究を通じて技術者倫理の問題を学び、事例研究報告を通して理解を深める。			
注意点	COC科目である。和歌山関連の特許・商標・意匠についての講義をする予定である。			
授業計画				
	週	授業内容・方法	週ごとの到達目標	
後期	1週	エンジニアとしての倫理・企業倫理	エンジニアそして企業倫理法体系を理解できる。	
	2週	法令遵守基本理念 (憲法)	憲法の基本理念を理解する。人権についての理解と事例を使った説明ができる。	
	3週	法令遵守基本理念 (憲法)	人権に関するそして学校関連の憲法事案を理解し、各論点を分析できる。	
	4週	法令遵守基本理念 (憲法)	事例研究発表 2人での事例研究発表を行う。論点整理ができる。	
	5週	刑法	基本理念を理解する。犯罪となる要素の理解と事例を使って説明ができる。	
	6週	刑法	事例研究をおこなうことで、論点を理解し、説明できる。刑法の小テスト	
	7週	民法	民法の中核となる契約の基本理念を理解する。契約に関する事例を研究することで私人関係の理解を深める。	
	8週	民法	事例研究をおこない、論点整理を行える。	
	9週	民法	事例研究事例研究をおこない、論点整理を行える。民法の小テスト	
	10週	独占禁止法	企業コンプライアンスと独禁の関係を理解し、説明できる。	
	11週	3条前段の私的独占、そして3条後段の不当な取引制限	事例を使って理解し説明できる。事例を調査し課題を提出する。	
	12週	19条不公正な取引方法	事例を使って理解し説明できる。事例を調査し課題を提出する。	
	13週	特許法、著作権法、商標法、意匠法制度	事例を使って理解し説明できる。	
	14週	製造物責任法 (PL法)	事例を使って理解し論点を分析できる。	
	15週	製造物責任法 (PL法)	個人による事例研究発表を行う。	
	16週			
評価割合				
	課題・発表	小テスト	合計	
総合評価割合	70	30	100	
	0	0	0	
評価(後藤)	70	30	100	